

登米市下水道基本構想 説明書

令和7年4月

登米市上下水道部

1.	本構想について	1
1.1	目的	1
1.2	下水道基本構想策定の基本的な考え方	2
1.3	将来計画の目標年次	4
2.	登米市の現状	5
2.1	人口、世帯数	5
2.2	本市における污水处理施設整備の現状	6
2.3	公共下水道事業の概要	8
2.4	農業集落排水事業の概要	9
2.5	浄化槽事業の概要（特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業）	11
2.6	污水处理の普及状況	12
3.	整備・運営管理手法の選定	13
3.1	整備・運営管理手法の選定方針	13
3.2	下水道区域の設定	14
3.3	事業手法の選定	16
3.4	事業間連携の検討	19
4.	污水处理計画人口の設定	27
4.1	污水处理計画人口の設定方針	27
4.2	将来行政人口	29
4.3	地区別将来行政人口	31
4.4	污水处理事業別計画人口の設定	37
4.5	農集施設統廃合を考慮した計画人口の設定	63
4.6	污水处理事業別計画人口のまとめ	65
5.	整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定	68
5.1	現況の整理	68
5.2	宮城県様式の概要	68
5.3	宮城県様式3：策定支援シートの記載事項について	75
5.4	整備計画値のまとめ	90
5.5	その他施設整備に関する計画値の整理	99
5.6	概算事業費の設定	101
6.	下水道基本構想の策定	103
7.	まとめ	106
8.	参考資料	107
8.1	地区別将来行政人口の設定	107
8.2	下水道計画区域内における污水处理人口の設定	117
8.3	農集区域内における污水处理人口の設定	121

1. 本構想について

1.1 目的

登米市は平成 17 年 4 月の 9 町合併により誕生し、市町村合併や当時の社会情勢を反映し、統一的な手法により最適な計画区域及び整備手法の選定を行うため、平成 19 年 3 月に登米市生活排水処理基本計画（基本構想）を策定した。その後、登米市では基本構想に基づき効率的かつ計画的な下水道整備に努めてきた。平成 27 年度には、長沼工業団地などへの企業立地や市街地での商業施設の立地、東日本大震災での被災、人口減少や少子高齢化の更なる進展など、様々な社会情勢の変化を受けて宮城県と連携して基本構想を見直している。

一方、登米市の污水处理人口普及率は令和 4 年度末で 85.2%と県平均の 93.3%を大きく下回り、未だに約 1 万 1 千人が未普及で、引き続き計画的に整備を推進していく必要がある。さらに、今後の更なる人口減少や施設老朽化の進展、厳しい財政事情から、より効率的な施設の整備と運営管理が求められている。

宮城県では、より効率的な污水处理施設の整備・運営管理を実現していくため、現行の「人～水～地球 甦る水環境みやぎ(生活排水処理基本計画)」(平成 27 年 3 月策定。以下、県構想)の見直しを行うこととし、令和 7 年度中の策定を目指している。

登米市においても、県構想の見直しと連携して、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定および整備・運営管理手法の選定を行い、より効率的で持続可能な下水道事業の構築に資する事を目的に、新たな登米市下水道基本構想を策定する。

1.2 下水道基本構想策定の基本的な考え方

1.2.1 県と市町村の役割分担

登米市の下水道基本構想については、上位構想であり同時に進められている宮城県の県構想見直しとの連携が不可欠である。下水道基本構想策定における県と市の役割分担は下図のとおりである。

県は、目標年次や将来フレーム等の原則的な策定方針を決定するとともに、市町村が作成した原案の検討・調整を繰り返し行うことによって県構想を策定し、構想の公表・進捗管理を行う必要がある。

市町村は、県の策定方針に基づき、原則「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下、マニュアル）に準拠した検討作業として、検討単位区域の設定、経済比較による集合・個別処理区域の判定、処理区の設定を行い、既整備区域等の統廃合を含めた事業間連携の検討や整備手法の選定を行う。また、目標を達成するための整備計画を示した市町村原案を作成し、進捗管理を行う必要がある。

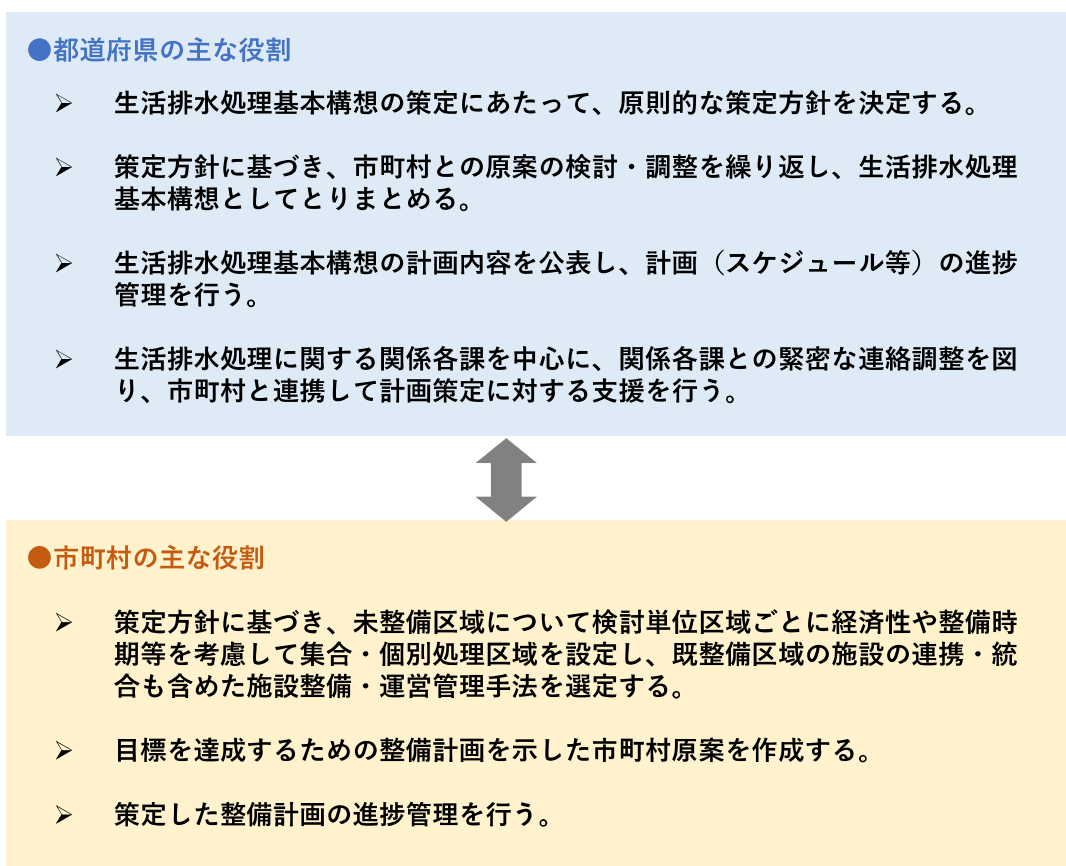


図 1-1 県と市町村の役割分担

1.2.2 県の策定方針

宮城県における県構想見直しの策定方針は「宮城県生活排水処理基本構想の見直しについて」（令和 6 年 5 月、宮城県土木部都市環境課）にて示されている。ここでは、当該資料より構想見直し方針に関する箇所を抜粋して整理する。

(1) 短期目標：未処理区域の早期概成

①目標年次：令和 8 年度～令和 17 年度

②目標 1：整備区域の重点化

：県の目標（令和 7 年度末に汚水処理人口普及率 96%）が達成されるよう、区域を見直す。

③目標 2：整備計画の明確化

：社会情勢から将来の見通し、財政計画に基づく実現可能なアクションプランを設定する。

(2) 長期構想：既整備地区の効率的な改築・更新及び運転管理

①目標年次：令和 8 年度～令和 27 年度

②目標：持続可能な汚水処理施設の運営

：平成 28 年度時点では予定されていなかった施設統廃合やウォーター PPP などの包括的民間委託を含めた持続的な汚水処理の運営管理を検討する。

1.2.3 市の策定方針

国や県の方針に基づき、人口減少等の社会情勢の変化を考慮しながら、効率的かつ適正な処理区域の設定および整備・運営管理手法の選定を行い、より効率的で持続可能な下水道事業の構築を目的に、新たな登米市下水道基本構想を策定する。特に、本市では令和 5 年度に登米市下水道事業施設統廃合計画（以下、統廃合計画）を策定し、農業集落排水を含めた汚水処理施設の統廃合について検討していることから、これを反映した構想とする。

また、本市の下水道基本構想策定にあたり、汚水処理事業は都市機能並びに地域住民の生活環境向上、水環境の保全を図るものであることを念頭に策定するものとし、県構想策定と十分な連携を取り策定を行う方針とする。

1.3 将来計画の目標年次

本構想の目標年次については、県の策定方針で示された目標年次を採用するものとする。

既存施設の効率的な改築・更新を行う長期構想の目標年次を令和 27 年度末とし、「概成」（地域のニーズおよび周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指したアクションプランの策定に係る短期目標年次については、概ね 10 年後の令和 17 年度に設定する。

表 1-1 下水道基本構想の目標年次

現況	短期目標 目標年次	長期構想 目標年次
令和 6 年度	令和 17 年度	令和 27 年度